

# 生活指導だより 「道しるべ」



## あなたは大丈夫？

4月に入って登下校のマナーについて、様々な機会でも話をしてきました。

ところが、地域の方から交通マナーの件でお電話をいただく機会が増えています。

- ・迷惑通行(道いっばいに広がっての通行)
- ・狭い道をスピードを出して走るので危険
- ・一旦停止無視
- ・ノーヘル
- ・ながら運転(スマホ片手に運転)

## なぜいけないのかを考えて下さい。

一番は、**自分の命と他人の命を守るためです!**そして、**他の安全を守るために道路交通法が定められています。正しい交通ルールのもと、安全な自転車の乗り方を徹底して下さい。**

## 歩車道の区別がある道路では、車道を通行

車道と歩道の区別のある道路では、車道を通行しなければなりません。

- 【道路交通法第17条第1項】
- 【3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金】

## 道路の左端に寄って通行

道路の中央から左側部分の左側端に寄って通行しなければなりません。



- 【道路交通法第17条第4項、第18条第1項】
- 【3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金】

## 並進は禁止

「並進可」の道路標識がある道路以外での並進は禁止。  
※兵庫県内には実施箇所無し。

- 【道路交通法第19条、第63条の5】
- 【2万円以下の罰金又は科料】

## 走行しながらの傘差し運転、携帯電話は禁止

ながら運転は禁止されています。



- 【道路交通法第71条第6項】
- 兵庫県道路交通法施行細則第9条第1項第10号及び第11号
- 【5万円以下の罰金】

## 一旦停止は確実に!

自転車が一時的停止規則を免除される規定はない。一時停止の標識のある交差点では、停止線の直前で一時停止するとともに、交差道路を通行する車両等の進行を妨害してはいけません。

- 【道路交通法第43条】
- 【3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金】



過失は10万円以下の罰金

## 2人乗りの禁止

運転席以外の場所に乗車させて自転車を運転してはなりません。

- 【道路交通法第55条第1項及び第57条第2項】
- 兵庫県道路交通法施行細則第7条第1項第1号
- 【2万円以下の罰金又は科料】

## 気になること



地域の方から、交通のマナー面でご連絡をいただくことが増えています。また、一斉下校指導において、マナーの悪さが見られます。

## 地域の方から

○ 期末考査の下校時、「小宅台の坂を猛スピードで通過した生徒に声をかけました。」という連絡を受けました。翌日聞き取りをし、当該生徒を指導しました。

○ 下校時、「道いっばいに広がって自転車の運転をしている。非常に危険。」という連絡を受けました。片山点滅信号から小宅神社にかけての南北の道路です。

該当生徒は分かっていますが、地域の方に見守って頂いているということをお忘れずに。高校生が運転する自転車と、本校の生徒が運転する自転車同士の衝突事故がありました。

接触の影響で高校生の自転車が破損しました。その際、**名前の確認や、ぶつかったことに對する謝罪をせずにその場を立ち去ってしまったよう**です。事故等に遭遇した場合は、必ず**相手の名前や連絡先を確認すること、大人に報告することをお忘れ**ないようにしましょう。